

嘱託職員（コミュニティソーシャルワーカー）の募集について

応募資格

コミュニティソーシャルワーク（相談支援等）の経験、その他、社会福祉に関する経験を有する方で、次のいずれかに該当する方

- ・社会福祉士
- ・精神保健福祉士
- ・介護支援専門員
- ・社会福祉主事など社会福祉に関する資格

パソコン（ワード・エクセル等）基本操作が可能な方、自転車に乗れる方

応募方法

下記「問い合わせ先」まで事前連絡のうえ、履歴書（写真添付）、職務経歴書を、郵送または持参

給与

月額 229,300円

他に、通勤手当（月額限度額55,000円）を支給

社会保険

健康保険, 厚生年金保険

労働保険

雇用保険, 労災保険

勤務場所

大阪市北区神山町15番11号

大阪市北区社会福祉協議会

業務内容

- ・要援護者に対する見守り、発見、つながりのセーフティーネット体制づくり
- ・制度の狭間にある要援護者からの相談への対応、必要なサービスへのつながり、各種福祉サービスの利用申請支援等の実施
- ・地域住民活動との協働と支援

募集人数

1名

雇用期間

2019（平成31年）4月1日～2020年3月31日

※雇用開始時期については応相談

※試用期間2ヵ月、契約更新の可能性あり

勤務日

週 5 日

※ 4 週に 1 回程度の土曜勤務あり、その場合は翌週の月曜日が休日

勤務時間

A 勤 9 時～17 時 30 分

B 勤 10 時 30 分～19 時

※ 1 週間～10 日に 1 回程度 B 勤あり

※ 休憩時間は 45 分

年次有給休暇

採用から 2 ヶ月経過後に付与

選考方法

書類選考後、面接を実施

お問い合わせ先

大阪市北区社会福祉協議会

〒530-0026

大阪市北区神山町15番11号

担当 安井

電話 06-6313-5566